

○瑞穂町議会委員会傍聴規則

平成 21 年 3 月 24 日

議会規則第 3 号

改正 令和 2 年 2 月 26 日議会規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、瑞穂町議会委員会条例（昭和 62 年条例第 17 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、瑞穂町議会の委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人及び手続)

第 2 条 委員会を傍聴しようとする者は、所定の場所で瑞穂町議会傍聴届（瑞穂町議会傍聴規則（平成 16 年議会規則第 1 号。以下「議会傍聴規則」という。）様式第 1 号）に所要事項を記入し、瑞穂町議会傍聴券（議会傍聴規則様式第 2 号）の交付を受け、これを所持しなければならない。

(傍聴券の交付)

第 3 条 傍聴券は、委員会の当日所定の場所で先着順に交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、委員会を傍聴することができる。

(傍聴券の提示、返還)

第 4 条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするとき、又は有効期間を終了したときには、これを返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 5 条 傍聴席の定員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 委員会室は、7 人

(2) 全員協議会室は、8 人

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券を所持する者でも入場させないことができる。

(令和 2 議会規則 2・一部改正)

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示し、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすきの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 録音機、写真機、撮影機の類（携帯電話用装置は除く。）を携帯している者。ただし、第9条の規定により、撮影又は録音することにつき議長若しくは委員長の許可を得た者を除く。
- (5) 楽器その他音を出すための道具の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者

2 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語を発し、騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話用装置は電源を切り、又は呼出音その他の音が発生しないように設定し、使用しないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(令和2議会規則2・一部改正)

(写真、映画等の撮影及び録音等の許可)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、委員長が、秘密会であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年2月26日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。